公共機関から

介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は介護保険料が減免になります。

▽全額免除…新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者

▽一部減額…新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者で、次の①、②の全てに該当する場合

①収入の種類（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）ごとに見た本年の収入が、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込み

②「収入減少が見込まれる種類の所得」以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下

※今年度の介護保険料の決定通知書は7月上旬に送付しました。詳細については問い合わせください。

問長寿支援課☎32・3042

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

後期高齢者医療制度は75歳以上の方全員が加入する医療保険制度です。

◆後期高齢者医療保険料決定通知書の送付

令和3年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、7月15日に加入者の皆さんに送付しました。保険料は、特別徴収（年金からの徴収）と普通徴収（口座振替または納付書による徴収）の方がいますので、送付された通知書を確認ください。

また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますので注意ください。なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は、税務課市民国保税班に連絡ください。

◆保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓口で申請することで年金からの徴収を口座振替に変更することができます。10月分の年金から変更できますので、希望される方は8月3日㈫までに税務課市民国保税班まで問い合わせください。

※これまでの納付状況により、変更できない場合もあります。

◆保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、収入の減少等一定の要件を満たす場合は保険料が減免となります。詳しくは広域連合から全被保険者に配布される資料をご覧ください。

◆8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度の加入者の皆さんには、7月下旬に新しい保険証を送付します。8月1日以降は新しい保険証を使用ください。なお、医療機関での自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となりますので保険証を確認ください。保険料に滞納のある方には窓口で保険証を交付する場合があります。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日からの認定証を保険証と一緒に送付します。

また、新規に対象となる方には7月上旬に申請書を送付しましたので提出をお願いします。

◆「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方についても、8月1日からの認定証を保険証と一緒に送付します。

また、新規に対象となる方には7月上旬に申請書を送付しています。まだ提出していない方は提出してください。

※保険証の受け取りには注意ください。

※保険証・認定証は特定記録郵便で送付します。

問▽申請関係…市民課国保年金班☎32・3032／▽保険料関係…税務課市民国保税班☎43・7505

国民健康保険税納税通知書を送付

令和3年度国民健康保険税の納税通知書を7月15日に世帯主宛てに送付しました。国保税は医療費等の貴重な財源となりますので、各期限内納付に協力をお願いします。

※国保の納税義務者は世帯主です。（世帯主本人が国保に加入していない場合も納税義務者は世帯主です）

※送付件数が多いため、手元に届くまで時間がかかることもあります。郵便事情につき了承ください。

※国保加入者（5月以降に国保を抜けた方も含みます）がいる世帯で、納税通知書が届かない場合は税務課まで連絡ください。

◆軽減基準額の見直し

令和3年度の税制改正に伴い、軽減基準額について算定方法が見直しとなりました。詳細は納税通知書裏面または市HPをご覧ください。

◆必ず納付方法を確認ください

世帯の状況等によって、今までは年金から引き落としされていても納付書による納付に切り替わったり、10月から年金からの引き落としが始まる場合があります。

◆コンビニ納付・スマホ決済に対応

令和3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料がコンビニ・スマホ決済（PayPay・LINEPay請求書払い）で納付ができます。

※コンビニエンスストアで納付する場合は、ホチキスなどで留めないでください。

◆便利な口座振替を利用ください

口座振替を申し込みすると、納期限日に指定口座から自動的に納税できます。納付のたびに窓口に出かける必要がなくなり、納め忘れの心配もありません。納付書払の方はぜひ利用ください。

◆新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等が減少した方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が前年比で3割以上減少するなど、一定の要件を満たす方は保険税が減免となります。詳細は納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

※非自発的失業者軽減に該当している方は対象外です。

問税務課☎43・7505

夏休み期間中は休まず開館

象潟郷土資料館、白瀬南極探検隊記念館は、小中学校の夏休み期間（7月26日㈪〜8月23日㈪）は、休館日の月曜日も休まず開館します。

問白瀬南極探検隊記念館☎38・3765

象潟体育館 空き時間を利用ください

現在、象潟体育館の木曜日と土曜日の17時から21時の時間帯が空いていますので、ぜひ利用ください。

問象潟体育館☎43・3209

その他

秋田県ため池保全サポートセンターの開設

秋田県では、防災重点農業用ため池の適切な保全・管理をサポートするため、管理者からの相談窓口を開設しました。維持管理の方法や緊急時の対応方法などの指導・助言を行います。相談は無料です。

▼相談日／火曜日、木曜日（休・祝日、お盆、年末年始を除く）**▼時間**／9時〜12時

問県土地改良事業団体連合会☎018・888・2732

「（仮称）秋田県由利本荘市沖洋上ウィンドファーム事業」の環境影響評価方法書の縦覧

▼縦覧期間／〜8月2日㈪・9時〜17時**▼縦覧場所**／まちづくり推進課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班**▼意見の提出**／環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見（意見の理由含む）を記入し、縦覧場所に備え付けの意見箱に投函するか、左記まで郵送**▼提出期限**／8月16日㈪

※事業概要および方法書は下記QRから電子縦覧できます。

問〒810・0022福岡県福岡市中央区薬院3・2・23KMGビル8階／九電みらいエナジー㈱エンジニアリング第1本部総括・環境部☎092・981・0981

中止

◆中止

▼光岸寺延命地蔵尊祭典（7月23日㈮）

問齊藤☎43・3897